

議案第12号

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び室戸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和 5年 9月27日提出

提出者 室戸市議会議員

山 本 賢 誓

賛成者 "

竹 中 真 智 子

 "

田 淵 信 量

 "

小 椋 利 廣

 "

久 保 田 浩

 "

澤 山 保 太 郎

室戸市議会議長 町 田 又 一 様

議案第 12 号

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 27 日提出

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例

室戸市庁舎建設事業基金条例（令和 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

室戸市庁舎建設事業及び室戸市庁舎改修事業基金条例

第 1 条中「庁舎建設に必要な」を「庁舎建設及び庁舎改修に必要な」に、「室戸市庁舎建設事業基金」を「室戸市庁舎建設事業及び室戸市庁舎改修事業基金」に改める。

第 6 条中「庁舎建設事業」を「庁舎建設事業及び庁舎改修事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。